

休業要請に対する県の支援策について

休業要請や外出自粛要請により、収入が減少する事業者に対し、経済的痛みを寄り添い、事業継続を後押しするため、最大30万円を支援します。

休業要請への協力金（「休業要請協力金（仮称）」）

今回の県からの要請を受けて、休業に応じていただいた事業者に対し、協力金として一律10万円を支給します。

これまでの不要不急の外出自粛要請から一歩踏み込んで、休業要請という形で更に強くお願いしますので、協力金を支給します。

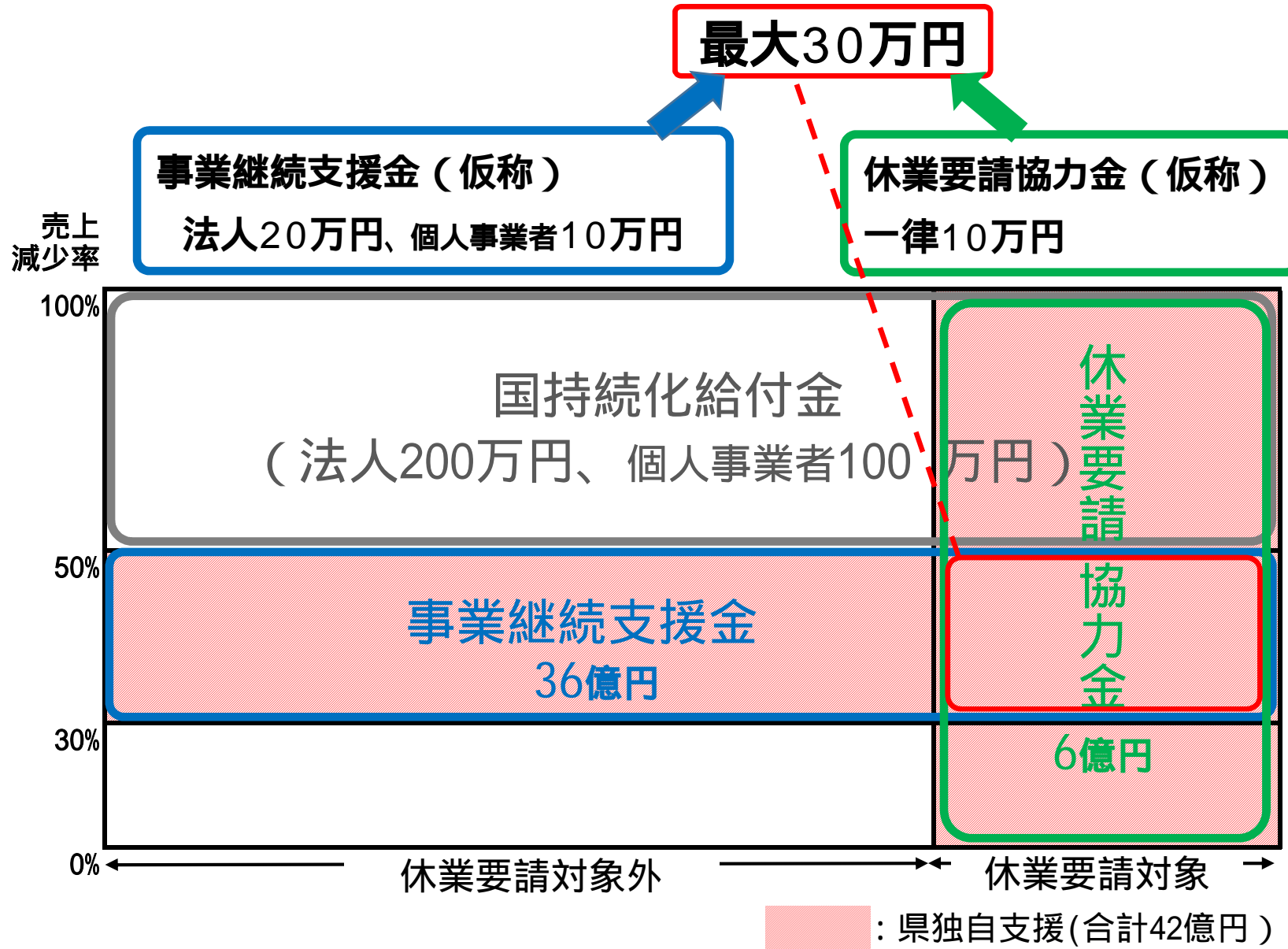
事業継続への支援金（「事業継続支援金（仮称）」）

国の「持続化給付金」の対象外となる、売上が前年同月比で30%以上50%未満減少の事業者に対し、法人に最大20万円、個人事業者に最大10万円を支給します。

休業要請の対象となる事業者だけでなく、納入業者等を含め、感染拡大の影響を受けている多くの事業者の方々を幅広く支援することで、安心して休業いただける環境を整えます。

、併せて法人に最大30万円、個人事業者に最大20万円を支援します。

休業要請等に伴う新たな支援策



新型コロナウイルスで影響を受ける事業者への支援

休業要請の対象となる事業者だけでなく、感染拡大の影響を受けている多くの事業者の方々を幅広く支援します

資金繰りを強力に支援

予算規模
約283億円

県制度融資による資金繰り支援

(融資枠計1,500億円)

信用保証料を全額補助

一部市町村が利子を補助

保証料負担ゼロ+
利子負担実質ゼロ

熊本地震時借入分の借換が可能

融資限度額 2.4億円 (8,000万円×3資金)

雇用の継続への支援

予算規模
約1億円

【中小企業等に対する経営相談体制の強化】

政府要望により、雇用調整助成金について

中小企業の負担を最大9割まで助成拡大

雇用関係助成制度の活用支援

中小企業等に社会保険労務士を派遣し、

雇用調整助成金等の利用を支援

資金繰り等の経営不安に対するきめ細かな

相談支援

【新】事業継続への支援

予算規模
約42億円
(今後提案予定)

【熊本県休業要請協力金（仮称）】

休業要請に応じていただいた中小企業等

一律10万円

【国持続化給付金】

・対象者：中堅企業・中小企業・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

・要件：売上が前年同月比で50%以上減少

・給付額
法 人：200万円
個人事業者：100万円

【熊本県事業継続支援金（仮称）】

国の「持続化給付金」の対象とならない中小企業等を県が重点的に支援

・対象者：国持続化給付金と同じ

・要件：売上が前年同月比で30%以上、50%未満減少

・支援額
法 人：20万円
個人事業者：10万円